

社会福祉法人昭寿会 評議員・役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭寿会定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人昭寿会（以下「法人」という。）の評議員・理事及び監事の報酬に関して必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 報酬とは、社会福祉法第45条において定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び職員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
 - (3) 費用とは、費用と明確に区分されるもので、費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、通勤費、宿泊費等）及び手数料等をいう。
- 2 この法人の職務遂行により、出張又は出勤した者に対して、役員と同様の対価を支払う。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員の報酬は、理事会等の出席時等、必要の都度定額を支払う。
- 3 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の金額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬等の金額は、評議員会の承認を得て、別表1に定めるところによる。

(報酬の支給日)

第5条 役員等の報酬等は、理事会、評議員会等の出席時、研修等参加時等に必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員等が職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もつて支払う。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年6月23日から施行する。

この社会福祉法人昭寿会評議員・役員等報酬規程は平成29年4月1日より適用する

別表1
役員等の報酬

1、理事長の報酬

理事長	役員報酬（月額）
	200,000円

2、評議員

評議員会出席報酬等	報酬（日額）
	5,000円

3、理事及び監事

理事会出席報酬等	報酬（日額）
	5,000円